

令和元年度給与改定（第3回）小委員会交渉

① 日 時 令和元年12月4日（火）18時58分～19時02分

② 場 所 東京区政会館17階交渉室

③ 出席者

（当局）石川総務部長会会長（江東）、吉岡総務部長会副会長（文京）、
本橋総務部長会幹事（目黒）、鈴木人事企画部長、伊藤調査課長、
小林勤労課長、小池人事企画部副参事（労務・制度改革担当）

（組合）中條副委員長、安田副委員長、小宮山書記長、西寫賃金対策担当部長、
東矢組織担当部長、牧野教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈特区連〉

皆さん方から、一時保護所の業務に関する給与処遇として、特殊勤務手当の統一的な措置を、23区による申合せの上、各区交渉で決定することとしたい旨の考え方が示されました。

機関に持ち帰り、検討した結果、東京都と同水準の手当額であること、そして、給料の調整額の代替として措置することを前提に、特殊勤務手当に関する調整を行うことに同意いたします。

〈当局〉

私どもの考え方にご理解をいただき、ありがとうございます。

それでは、引き続き、一時保護所の業務に関する特殊勤務手当の日額について調整をさせていただきます。

私どもといたしましては、現在、東京都の一時保護所において、昼夜を通し、児童の保護の業務に従事することを本務とする福祉の職務の職員が支給を受けている給料の調整額の月額に、はね返りの地域手当相当額を加えた額である25,800円を21日で除して得た額である1,220円で申合せをしたいと考えております。

私からは以上です。

〈特区連〉

皆さん方から、東京都の一時保護所職員に対して支給されている給料の調整額の月額に地域手当相当額を加えた額を、21日で除して得た額を、日額特勤で支給し

たい旨の考え方が示されました。しかし、給料の調整額は、特別給等にも反映されることから、皆さん方から示された金額は「東京都と同水準の手当額」には全く及ばないと言わざるを得ません。

「東京都と同水準」とするためには、都の給料の調整額の月額に、地域手当相当額だけではなく、少なくとも特別給にはね返る額を加味すべきです。

特区連は、都で支給されている給料の調整額の月額21,500円に地域手当相当額を加算した額に、特別給の年間支給月数を含めた16.65月を乗じた額が、「東京都と同水準」の年間支給手当額になると考えます。そして、その額を、まず12月で除し、更に21日で除して得られる額は、おおむね1,700円であります。

したがって、日額の特殊勤務手当で支給する場合は、1,700円で申合せを行うべきと考えます。

〈当局〉

皆さんの考え方を伺いました。

現時点では、私どもと皆さんの考える水準には、大きな開きがあります。私どもといたしましては、速やかに、この課題の調整を図ってまいりたいと考えております。改めて、私どもの金額の考え方を整理した上で、後日、皆さんと調整をさせていただきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。